

林業における 緊急連絡体制を整備、確立しよう



林業の作業は市街地から遠く離れた場所で、しかも、作業者が分散して仕事をしていることから、不幸にして労働災害が発生したとき、その発見が遅れたり、被災者の救護が遅れて、被害が大きくなることが少なくありません。このため、労働災害が発生したとき、被災者を早急に救護できるよう緊急連絡体制の整備、確立を図ることが重要です。

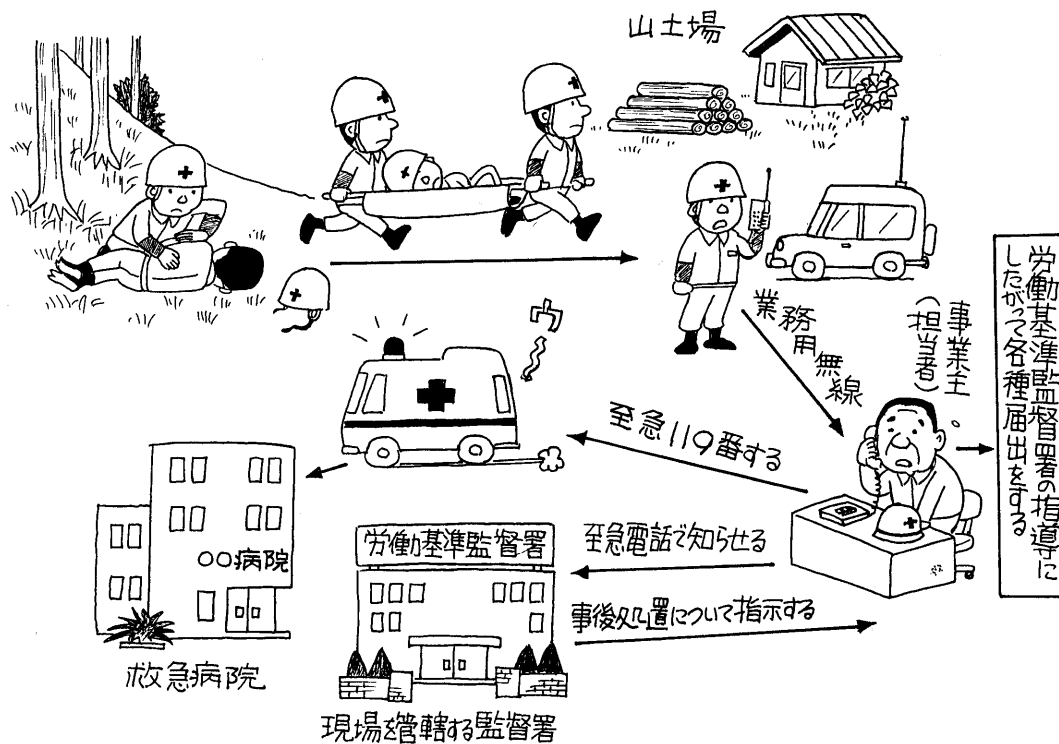
このため、労働省では平成6年7月に「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」を取りまとめました。

林業事業体の事業主の皆さん

労働災害が発生したときの 緊急連絡体制を整備、確立しましょう

北海道労働局

林業・木材製造業労働災害防止協会



1 緊急時における連絡方法、被災者の移送方法を決定し、作業者に周知徹底させましょう

現場の位置、作業内容、現場に持ち込む通信機器、現場で利用出来る通信手段などを考慮して、あらかじめ、次の事項について定め、作業者に周知徹底させる。

(作業者に周知徹底させる事項)

① 作業中の作業者相互の連絡方法

呼び子を吹く、トランシーバーを使うなど、作業中の仲間の作業者相互が連絡し合う方法を決めておく。

② 作業場所と連絡の拠点となる場所(山土場等)との連絡方法

③ 山土場等から事務所、消防機関等の救急機関への連絡方法

無線で事務所に連絡し、救急車を呼んでもらう、自動車で近くの民家に行き、電話で連絡するなどの方法を決めておく。

④ 災害発生場所からの被災者の移送方法

イ 災害発生場所から山土場へ

被害者の応急処置をして、他の作業者の応援を求めて、担架等で山土場まで下ろす。

ロ 山土場から医療機関へ

早急な治療が必要な場合には、救急車の到着を待たずに、マイクロバスなどで、被災者の移送を始め、途中で救急車に移し換えるようにする。

⑤ 現場に持ち込む救急用品

2 緊急時の連絡責任者を選任しましょう

作業現場ごとに、緊急時の連絡などの指揮をとる者を連絡責任者として選任し関係作業者に周知させるとともに、連絡責任者に次の職務を行わせる。

(連絡責任者の職務)

① 作業開始前の事務所、消防機関等の救急機関等の連絡先の確認等

事務所、消防機関等の救急機関等の連絡先、有線電話の設置位置、トラックの無線の利用の可否などの緊急時の連絡方法について確認しておく。

② 現場から事務所への無線通信が可能な位置の確認

現場内でも位置によって無線が使えないことがあるので、あらかじめ、現場内の無線通信が可能な位置を確認しておく。

③ 作業相互の連絡による安全の確認

作業中、作業相互で連絡(呼び子を吹く、トランシーバーを使うなど)をさせ、作業者の安全を確認させる。

④ 所在不明作業者の捜索の実施

作業者の応答がなく、所在不明で労働災害発生の可能性があるときは、直ちに捜索を実施する。

⑤ 災害発生時における被災者への応急処置、移送及び事務所、消防機関等の救急機関等への連絡

災害の発生を発見、連絡を受けたときは、直ちに、応急手当を実施し、山土場への被災者の移送を行うとともに、被災者の氏名、被災の程度、救急車の必要の有無等を把握し、事務所、消防機関等の救急機関等へ所要の連絡を行う。このとき、必要に応じ、救急機関から応急処置等について指示を求める。

3 作業開始前に、作業者に、現場に持ち込む通信機器の点検、救急用品の確認をさせましょう

4 作業者は、現場で異常に気づいたときは連絡責任者に連絡しましょう

不自然にチェーンソーの音がしなくなったときなど、他の作業者に異常が発生したと考えられるときは、その作業者のところへ行くなどにより、安全を確認する。もし、異常があったときは、連絡責任者に直ちに連絡する。

5 緊急時の連絡等の教育訓練をしましょう

関係作業者に、次の緊急時の連絡等についての教育訓練を日頃から繰り返し行う。

- ① 緊急時の連絡体制
- ② 通信機器の機能及び取扱いの方法
- ③ 作業現場における作業者相互の連絡方法
- ④ 作業場所と山土場等との連絡方法
- ⑤ 事務所、消防機関等の救急機関等に対する連絡の方法及び救急機関からの指示の受け方
- ⑥ 被災者の移送の方法
- ⑦ 応急処置の方法



労働災害発生時における連絡方法の例

